

「新型コロナワクチン後遺症 患者の会」自己紹介

・ホームページ

<https://vaccinesosjapan.wixsite.com/website>

・代 表・発起人 : 木村瑞穂 (奈良)

副代表・発起人 : 宮戸千穂 (岩手)

副代表・近畿患者の会リーダー : 倉田麻比子 (奈良) ※ともにワクチン健康被害の当事者です。



1. 「新型コロナワクチン後遺症 患者の会」について

1.1. 弊会について

- ・新型コロナワクチンを接種後、長引く体調不良のある本人または家族による会
- ・新型コロナワクチン健康被害に対する、治療および救済を求め発足
- ・弊会を母体として、9つの地方会で構成（※幹部・運営も、ほとんどが健康被害患者自身）

北海道患者の会	北海道
東北患者の会	青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島
北陸・甲信越患者の会	新潟・富山・石川・福井・長野・山梨
関東患者の会	茨城・栃木・群馬・埼玉・東京・千葉・神奈川
東海患者の会	静岡・岐阜・愛知・三重
近畿患者の会	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国地方患者の会	岡山・広島・鳥取・島根・山口
四国患者の会	徳島・香川・高知・愛媛
九州・沖縄患者の会	福岡・大分・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

1.2. あゆみ

(2021年2月)	新型コロナワクチンの先行接種が開始
(2021年夏)	一般向けの接種も開始
2021年12月24日	「新型コロナワクチン後遺症患者の会」発足
2022年5月	内閣総理大臣他への署名提出
2022年12月	都道府県への予防接種健康被害救済制度および副反応疑い報告に関する課題啓発、改善要望送付
2023年5月	全国組織化
2023年7月	厚生労働省記者室にて記者会見
2023年8月	【薬害根絶デー】リレートークに参加
2024年2月	奈良県にて陳情→受診証明書記載マニュアル誕生

2024年4月9日	紅麹問題との対応差について、厚労副大臣への要望書提出・厚労省職員との意見交換、記者会見を実施
2024年4月17日	繋ぐ会（遺族会）より8名、患者の会より5名が原告となった国賠訴訟にかかる記者会見を実施
2024年4月24日	ワクチン超党派議連勉強会参加、厚労省との意見交換
2024年8月	【薬害根絶デー】実行委員、登壇
2024年中	署名活動 (2025年に提出を予定していたが、政治の情勢にてタイミングを考慮中)
2025年8月	【薬害根絶デー】実行委員、登壇

＜大学講義＞

- ・2024年1月23日名古屋市立大学薬学部
- ・2024年6月14日 中央大学法学部（リモート講義）
- ・2024年11月30日 福岡県教組員協会
- ・2025年7月7日 昭和薬科大学
- ・2025年7月11日 中央大学法学部（リモート講義）

＜厚労省交渉参加＞

- ・2025年11月20日
- ・2025年1月10日
- ・2025年4月25日
- ・2025年5月16日
- ・2025年9月19日
- ・2025年9月25日

その他、各地で講演・講義、シンポジウム登壇および、地方会にて陳情の提出等の活動を実施。

1.3. 弊会のポリシー

- ・当事者の思いを置き去りにしないこと
- ・思いの主張ではなく、この健康被害患者の実態を伝えていくこと
- ・自治体とは良好な関係を築き上げていくこと
- ・実態を表す根拠を示すこと（会内アンケートでのデータの提示など）
- ・新型コロナワクチンに留まらず、顕在化した問題への解決に取り組むこと

2. 主な活動内容

- 1 新型コロナワクチン接種後健康被害から派生した課題の収集（アンケート調査等）
- 2 地方自治体や国（厚生労働省等）への要望書提出
- 3 予防接種健康被害救済制度の申請サポート
 - ・会員からの問い合わせ対応
 - ・提出書類の発行費用の一部実費支援
 - ・ノウハウの蓄積、公開（マニュアル作成、動画など）
- 4 会員同士の交流の場の提供
- 5 地方議員やメディアと会員との繋がりを調整

3. 目標について

3.1. 弊会の中間目標について

この健康被害により、日常を失った患者の救済のため、これらの目標を掲げています。

1 予防接種健康被害救済制度等、制度の改善

- ・「予防接種健康被害救済制度」等、制度による迅速な救済がなされることを求める
- ・ワクチン接種記録の保管期限延長（実現しました）

その他顕在化した問題の改善を求め、今後の健康被害患者にこの課題を残さない。

2 子どものワクチン健康被害への対策

- ・新型コロナワクチン健康被害児童・生徒・学生に対する教育を受ける機会の保持

3 ワクチン健康被害による生活困窮と救済

- ・新型コロナワクチンによって職を失った方、体調不良による再就職の難航者に対する生活の救済

現在救済制度の結果が返ってきている患者も多く、

「否認」だけでなく、認定に見せた「部分認定」の相談が多発しているだけでなく、

「認定」され治癒までの補償が認められた患者にも、その救済が行き届きづらいという実態が把握されている。

「否認」や「部分認定」については審査請求が必要となることから、現在、この審査請求についても課題の整理に着手している。